

令和4年3月（第1回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第21号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件外7件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第21号から第23号まで、第25号及び第27号の5件については全会一致をもって、議案第24号、第28号及び第34号については賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第23号宇部市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件です。

本案は、人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、職員の育児休業制度の充実を図るため、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、本市はパートナーシップ宣誓制度が導入されたが、例えばこの制度を利用した職員が育児休業や部分休業などを申請した際、通常のと扱いとされるのか。また、偏見が起こらないような対応策や取組はあるのかただしたところ、本市としては法的な根拠があるような手続に対しては、対応が困難であるが、それ以外の休暇等に関しては、通常のと対応をしていきたいと思っている。また、申請しやすい環境となるよう、今後周知啓発を図っていきたいとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件についてです。

本案は、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の期末手当の支給率を引き下げるとともに、管理職員特別勤務手当の額の引上げ等を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、今回の条例について、過去の給与を変更することは可能なのかただしたところ、今回の条例改正については、令和4年の6月に支給する期末手当の算定を変更するものなので、不利益遡及にはならないとのことでした。

次に、今回このようなことになった経緯についてただしたところ、職員の給与改定については、従前から、国家公務員の給与改定を準拠している。8月の人事院勧告を受けて国家公務員が12月の期末手当を減額する場合は、通常であれば、11月の国会で給与法が改正されて12月の期末手当を減額するが、このたびは、国の改正案が11月国会に提出されず、先送りになった。このため、本市も、従前からの国準拠に倣い、職員団体とも合意した上で、12月の期末手当の減額を見送ったという経緯がある。

今回、国が令和3年12月の期末手当から減額すべき金額を令和4年6月の期末手当から減額するという法案を提出したことから、本市も、職員団体と合意した上で、国と同じ改正を行うものであるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号第五次宇部市総合計画前期実行計画の策定についてです。

本案は、第五次宇部市総合計画基本構想に基づき、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする前期実行計画を策定することについて、宇部市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、市議会の議決を求めるものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、目標指標の一つである「市民1人1日当たりのごみの総排出量」の現状値979グラムを、目標値910グラムに減らそうというのは良いことであるが、家庭系ごみと事業系ごみの現状をはっきり精査した上で、どちらの減量に力を入れていくのか分かるように目標値を定める必要があるのではないかとただしたところ、ごみの排出量については、国の基準に基

づき、収集するごみと処理施設に搬入されるごみ、それから地域のコミュニティ活動で資源化されるごみを合わせ 1 人 1 日当たりの総排出量として公表しているものである。

個々の指標については、現在策定中の宇部市一般廃棄物処理基本計画の中で、それぞれ内訳がわかるように区分して、現状値と目標値を設定するとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。